

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年十二月二十一日

奈良県人事委員会委員長 松 村 二 郎

奈良県人事委員会規則第七号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第一条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和四十六年三月奈良県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の九十八を超え百分の百八十」を「百分の百三を超え百分の百九十」に、「百分の百十八を超え百分の二百二十」を「百分の百二十三を超え百分の二百三十」に改め、同号イ中「百分の八十八・五を超え百分の九十八」を「百分の九十三・五を超え百分の百三」に、「百分の百八・五以上百分の百十八」を「百分の百十三・五を超え百分の百二十三」に改め、同号ウ、同項第二号及び第三号中「百分の八十八・五」を「百分の九十三・五」に、「百分の百八・五」を「百分の百十三・五」に改め、同条第六項各号中「百分の四十二・五」を「百分の四十七・五」に、「百分の五十二・五」を「百分の五十七・五」に改める。

第二条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

第十四条第一項第一号ア中「百分の百三を超え百分の百九十」を「百分の百・五を超え百分の百八十五」に、「百分の百二十三を超え百分の二百三十」を「百分の百二十・五を超え百分の二百二十五」に改め、同号イ中「百分の九十三・五を超え百分の百三」を「百分の九十一を超え百分の百・五」に、「百分の百十三・五を超え百分の百二十三」を「百分の百十一を超え百分の百二十・五」に改め、同号ウ、同項第二号及び第三号中「百分の九十三・五」を「百分の九十一」に、「百分の百十三・五」を「百分の百十一」に改め、同条第六項各号中「百分の四十七・五」を「百分の四十五」に、「百分の五十七・五」を「百分の五十五」に改める。

附 則

（施行期日等）

1 この規則中第一条の規定は平成三十年十二月二十五日から、第二条の規定は平成三十一年四月一日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成三十年十二月一日から適用する。